

消費税軽減税率制度説明会

平成 31 年 10 月から

軽減税率制度は、すべての事業者の方に関係があることをご存知ですか？

- ①取扱商品が軽減税率 8%か、標準税率 10%かを判断
- ②軽減税率対象品目が仕入れや経費にある場合は、税率ごとの区分経理への対応
- ③複数税率に対応したレジやシステムの改修等

など、軽減税率制度の実施までに準備を行っていただく必要があります。

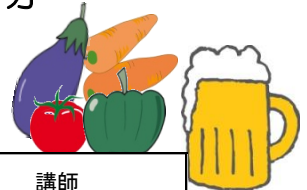
このため、軽減税率制度や事業者支援措置の理解を深め、準備を進めていただくために、軽減税率制度の説明会を開催しますので、是非ご参加（無料）ください。

日時

平成 30 年 2 月 7 日（水） 14 時 15 分～16 時 10 分

日程・内容等

時間	議題等	講師
14:15～14:20 (5分)	大阪国税局消費税課長挨拶	
14:20～15:30 (70分)	軽減税率制度の概要について ・ Q&A等を基に個別事例を説明 インボイス制度の概要等について ・ 現行制度からの変更点を説明	大阪国税局 消費税課 軽減税率制度係
15:30～16:00 (30分)	事業者支援措置（補助金）の説明	中小企業診断士 山岸 祥治
16:00～16:10 (10分)	質疑応答	



開催場所

ドーンセンター7階ホール 大阪市中央区大手前1丁目3番49号
（「会場案内図」裏面参照）

募集人員

500名程度
※ 会場の収容人員の都合により、出席人数を調整させていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

参加方法

お手数をおかけいたしますが、別添「参加申込書」にご記入の上、下記お問合せ先に平成 30 年 1 月 31 日（水）までにご郵送ください。

お問合せ先

〒540-8541
大阪市中央区大手前1丁目5番63号
大阪合同庁舎第3号館

大阪国税局 課税第二部
消費税課 軽減税率制度係
連絡先 06-6941-5331
(内線4363又は2775)

事業者のみなさん
軽減税率制度の実施までに
準備が必要なのをご存知ですか？



会場案内図

ドーンセンター 7階ホール

大阪市中央区大手前1丁目3番49号 TEL 06-6910-8500



○ 最寄の交通機関

地下鉄谷町線「天満橋」駅 下車 徒歩約5分

京阪電鉄「天満橋」駅 下車 徒歩約5分

※ 有料駐車場がありますが、数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関を御利用いただきますようお願いいたします。

平成 30 年 2 月 7 日（水）大阪会場

平成 年 月 日

「消費税軽減税率制度説明会」参加申込書

法人名・氏名	
法人：本店所在地 個人事業者：住所地	
連絡先	
参加者名（代表者名）	
参加希望者数 （代表者含む）	

記載例を基に必要事項をご記入の上、平成 30 年 1 月 31 日（水）までに、必ず、ご郵送ください。

（留意事項）

- 1 募集人員を超えた場合は、「連絡先」に連絡いたします。
- 2 御記入いただきました個人情報については、説明会の出席者数を調整するために利用し、目的外の利用はいたしません。

【記載例】	法人の方	個人事業者の方
法人名・氏名	株式会社 国税	国税 花子
法人：本店所在地 個人事業者：住所地	大阪府中央区大手前 ●丁目●番●号	大阪府中央区大手前 ●丁目●番●号
連絡先	06-××××-××××	06-××××-××××
参加者名（代表者名）	国税 太郎	国税 花子
参加希望者数 （代表者含む）	2人	1人